

特集 熊本市のウォーターライフを支えます



天然地下水100%の水道水のある暮らし

熊本市上下水道局では、安全で安心な水道水をお届けするため、「水質検査計画」に基づき水質基準項目や水質管理目標設定項目など様々な項目を定期的に検査しています。平成21年度の定期検査結果の一部を報告します。更に詳しい検査結果は、上下水道局のホームページで随時更新いたします。

1 水道用井戸水の検査
健康水源地の5号井など

2 配水場・配水池の検査
健康配水場など

3 給水栓末端の検査
公園や公民館など

原水 検査年3回*
井戸からくみあげたそのままの水
*水質の状況に応じて随時の検査も随時行っています。

浄水 検査年2回*
原水を塩素消毒(一部ろ過)した水

給水栓水 検査月1回
蛇口から出る水 残留塩素、色、濁りは毎日検査

検査項目	水質基準	主な検査地点(給水栓水)	分類
1 一般細菌	100個/㎖以下	0	病原生物
2 大腸菌	検出されないこと	不検出	
3 水銀	0.0005mg/L以下	0.00005未満	
4 鉛	0.01mg/L以下	0.001未満	無機物質・重金属
5 ビ素	0.01mg/L以下	0.001未満	
6 硝酸・亜硝酸窒素	10mg/L以下	3.09	一般有機化合物
7 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	
8 ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	消毒副生成物
9 トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.001未満	
10 鉄	0.3mg/L以下	0.01未満	色
11 マンガン	0.05mg/L以下	0.001未満	
12 塩化物イオン	200mg/L以下	9.2	味覚
13 Ca、Mg等(硬度)	300mg/L以下	78	
14 挥发残留物	500mg/L以下	185	基礎的性状
15 有機物(全有機炭素の量)	3mg/L以下	0.3未満	
16 pH値	5.8~8.6	7.1	消毒
17 味	異常でないこと	異常なし	
18 臭気	異常でないこと	異常なし	
19 色度	5度以下	0.5未満	
20 濁度	2度以下	0.1未満	
衛生上の指標 残留塩素	0.1mg/L以上	0.2	

※紙面の都合により一部抜粋しておりますが、すべての項目について基準に適合しています。

下水道は安全で快適な暮らしの基盤です

下水道は、都市の衛生環境を支える重要な都市基盤として、自然環境の保全と健康で快適な生活環境づくりの一翼を担っています。お客様が使われ役割を終えた水(汚水)は、下水道を通り浄化センターで浄化され、川や海に戻されています。上下水道局では、自然環境への負荷を最小限に抑えるため、国が定める排水基準をさらに大きく下回る水質を確保できるよう、厳しい管理体制のもと浄化センターの運転管理を行っています。

検査項目(排水基準)	pH				BOD※1	SS※2	大腸菌群数
	5.8以上8.6以下	7.4	15mg/L以下	40mg/L以下	3,000個/cm ² 以下		
中部浄化センター	流入水	7.4	213.0	173.0	414,000.0		
	放流(処理)水	6.9	2.7	2.9	2.9		
東部浄化センター	流入水	7.5	234.0	189.0	261,000.0		
	放流(処理)水	6.6	2.3	1.4	0.1		
南部浄化センター	流入水	7.4	228.0	192.0	254,000.0		
	放流(処理)水	6.3	3.3	3.6	0.2		
西部浄化センター	流入水	7.1	124.0	129.0	228,000.0		
	放流(処理)水	6.8	1.4	1.3	1.5		

※1:生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demand)と呼ばれ、有機物などによる水の汚れの度合いを示す指標の一つです。
※2:浮遊物質(Suspended Solids)と呼ばれ、水中に浮遊する粒径2mm以下の不溶性物質の総称で、水の濁りの度合いを示します。

排水設備の無料診断サービス

毎日使用する台所や水洗トイレなどから流れる排水について、気になることはございませんか。
(例) ●臭いが気になる。●流れ(排水)が悪いような気がする。など
排水管の詰まりがないかなど、その原因をお調べし、その対処をできる限りご支援いたします。
※管内の洗浄や詰まり除去、補修工事等は行いません。
●職員は腕章と身分証明書を携帯しています。●営利目的に関わるものは、行いません。
●一般住宅の外回りの排水設備(下水道接続済み)を対象としています。

お問い合わせ (財)熊本市下水道技術センター ☎361-5491

外回りの排水設備

熊本市上下水道局の地球環境にやさしい取り組みを紹介していきます。今回は、下水処理水を使ったエコについてレポートします。

浄化センターできれいな水に生まれ変わった下水処理水は、都市における貴重な水資源として注目されています。日本国内では、修景用水※1や河川維持用水※2などの使用が主な再利用方法になっています。

※1:周囲の景観を考慮して流された噴水などで使用する水のことです。
※2:河川の水量を維持したり、舟遊、漁業など河川の機能を維持するための水のことです。

熊本市ではどうしているの?
熊本市では20年以上前から下水処理水の一部を農業用水として供給しています。農業用水として再利用する量は、なんと日本一です!

環境への効果はどのような?
実はわたしたちの周りでもっとも水を必要とするのが農業です。農業用水は、わたしたちが生きていくために必要な食糧の生産を支える命の水です。農業用水は川から取水するのが一般的ですが、天候などに左右されやすいので、日照りが続くとも農業用水を安定して確保できない場合があります。そこで、都市の水源である下水処理水を再利用することで、より安定した水量を確保できるだけでなく、地下水を農業用水として汲み上げる量を抑えることもでき、地下水保全にもつながっていくのです。

他都市 450

国内農業用水
利用水量
1,400万m³/年
(平成19年度)

熊本市 950

農業用水としての利用水量(万m³/年)

マンションなどの使用戸数 および総代人の変更届について

共同住宅料金の適用を受けているマンションなどで、使用戸数の増減や総代人に変更がある場合は、そのつど「共同住宅料金適用申請書兼総代人届」の提出が必要になります。届出書は、ご連絡いただけますと郵送します。
※水道検計時の「水道ご使用量のお知らせ」で、使用戸数や使用者名をご確認ください。

下水道使用開始・廃止の届出をお忘れなく

水道水や井戸水・温泉水などをお使いの方が、下水道に接続して汚水を流し始めた使用開始の届出が必要となります。また、転居などにより使用を廃止される場合にも届出が必要です。廃止のお届けがないと、料金が請求され続けますのでご注意ください。
なお、水道水だけをお使いの場合、下水道使用料は水道料金と合わせて請求しています。詳しくは下記のお問い合わせ先まで。

お問い合わせ 料金課 ☎361-5400

工事費の融資あっ旋・利子補給制度について

下水道が使えるようになったら1日も早く排水設備(水洗化)工事を行っていただくために「融資あっ旋・利子補給制度」を設けています。この制度は、自己資金のみでは排水設備工事費用を負担することが困難な方に対して、民間金融機関をあっ旋し、金融機関への償還が完了した場合には、利子の全額を補給する制度です。

※制度を利用できる人の資格 熊本市の処理区域内に住所を有し、改造工事をしようとする家屋に現に居住している人で、次のいずれにも該当する方
①処理区域内の家屋の所有者又は所有者の承諾を受けた所有者と生計を一にする人
②融資を受けた改造資金の償還能力を有する人 ③市税及び受益者負担金を滞納していない人
④取扱金融機関の融資条件に適合する人

※融資あっ旋の額(限度額)
○くみ取り式便所の改造工事:330,000円/1箇所 ○し尿浄化槽切替工事:330,000円/1基
※工事費工後の自己資金から融資あっ旋・利子補給制度への変更はできません。
※融資及び保証の利率:2.90%~7.50%(取扱金融機関によって異なります。利率は、変更になる場合があります。)
※償還の期間及び方法:償還期間は、36箇月以内
支払方法は、元利均等方式又はボーナス併用方式による口座振替です。
※利子補給:金融機関への償還が完了したら、請求に基づき金融機関に支払った利子の全額を補給します。

お問い合わせ 給排水設備課 排水設備係 ☎361-5580